## 奨学金制度に関わる要望書

第193回国会において日本学生支援機構法が改正され、2017年4月から国による給付型 奨学金制度が導入されました。また、貸与型奨学金についても無利子奨学金への予算が増額 された上、人数枠の増加も実現しました。これらの制度改革は大きな成果であり、この間の 政府の取り組みに対し、心から敬意を表します。

一方で、今回導入された給付型奨学金制度は給付対象人数や給付月額が限られており、貸 与型奨学金についても無利子奨学金よりも有利子奨学金の貸与人数が上回っているなど、さ らなる制度改革が求められています。また、既に返還を開始している利用者への負担軽減策 も重要な課題です。

生協組合員の中には、大学生をはじめ子どもをもつ親も多く、奨学金制度の今後のあり方については、大きな関心が寄せられています。より良い奨学金制度づくりに向けて以下を要望します。

### 1. 附帯決議に記載された内容の実行

・国会の日本学生支援機構法の改正にあたって、衆参両院において全会一致で確認された 附帯決議の内容を確実に実行すること。

## 2. 奨学金制度全体の改革に向けて、公開の検討の場を設置すること

- ・給付型奨学金制度や無利子奨学金の拡充、所得連動返還型奨学金制度の改革など、さらなる奨学金制度全体の改革を進めるため、公開の検討の場を設置すること。
- ・その際には、学生や保護者、返還中の者などの利用者の代表も議論に参画し、できるだ け国民の声を反映するよう検討を行うこと。

#### 3. 給付型奨学金制度の改善を図ること

- ・当面まず、給付対象は、住民税非課税世帯の進学希望者全員(約6.1万人)に支給するよう拡充を図ること。
- ・中長期的には、高等教育を受ける機会の均等をすすめるためにも、更なる対象者の拡充 や給付月額の増額を図ること。

## 4. 貸与型奨学金制度について、有利子から無利子への流れを加速させること

・貸与型奨学金制度は無利子であるべきことから、無利子型奨学金の大幅な拡充を図ること。将来的には、貸与型奨学金は全て無利子とすること。

## 5. 新たな所得連動返還型奨学金制度の改善を図ること

- ・有利子奨学金利用者に早期に導入すること。
- ・年収ゼロの場合は返還月額も0円にするなど、「最低返還月額2000円」を見直すこと。

# 6. 既に返還をしている人に対する負担軽減措置の改善を図ること

- ・充当順位を「延滞金→利子→元本」から「元本→利子→延滞金」とすること。
- ・延滞金賦課率を現行の5%からさらに引き下げること。また、将来的には廃止すること。
- ・経済困難を理由とする返還期限猶予制度の基準や運用の改善を検討すること。

以上